

安城市歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項

安城市では、安城市歩道橋のネーミングライツパートナーを次のとおり募集します。

なお、この募集要項に定めるもののほか、本市におけるネーミングライツの付与については、安城市ネーミングライツ導入ガイドライン（令和6年4月改定）に定めるとおりとします。

1 施設の概要

歩道橋名	場所	路線名
作野横断歩道橋	安城市住吉町地内	主要地方道豊田一色線
篠目町溝川歩道橋	安城市篠目町地内	主要地方道豊田一色線
井杭山高見歩道橋	安城市井杭山町地内	県道安城知立線
錦町歩道橋	安城市相生町地内	市道安城横山線
北歌口歩道橋	安城市里町地内	主要地方道名古屋岡崎線

2 愛称

（1）愛称付与の条件

- ①分かりやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られる愛称とします。
- ②末尾に「歩道橋」又は「ブリッジ」の文字を含むものとします。愛称として会社名や商品名等を使用することはできますが、矢印・距離等の交通案内、交通標識等と誤認させるようなデザインは使用できません。

なお、すでに他の歩道橋に使用されている愛称を標示することはできません。

（2）使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。

- ①法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ④政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤社会問題その他これに類する事項についての主義又は主張に関するもの
- ⑥個人の名刺広告
- ⑦美観風致を害するおそれがあるもの
- ⑧公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑨射幸心をあおるもの
- ⑩その他、市長が愛称として使用することが不適当であると認めるもの

(3) 愛称の変更

利用者や市民の混乱を避けるため、契約期間内での愛称の変更はできません。

(4) 愛称標示の条件

標示場所	歩道橋の桁部分とします。また、既設の信号・標識等から50cm以上間隔を空けるものとします。 歩道橋の形状や設置場所、信号・標識の添加状況等により、標示可能な位置が限られる場合があります。また、愛称の設置により信号・標識等を移動することはできません。
標示面積	すでに歩道橋に標示されている「地点名（町名）標示」を含め、最大可視面積（一方向から見た場合に同時に見ることができる標示面の合計面積が最大となるときの当該合計面積）が5m ² までとします。（両面に設置する場合は、それぞれ5m ² までとなります。）
標示する文字（ロゴマークを含む）の配置や書体等	歩道橋全体のバランスを損なわないものとし、文字の大きさは、1文字あたり最大で30cm角までとします。
文字（ロゴマークを含む）の色	鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色とし、蛍光色、反射性のある色、信号や道路標識等との誤認の危険性のある色等は使用できません。

3 愛称の使用期間

契約締結日から3年以上10年以内

4 ネーミングライツ料

年額20万円以上（消費税及び地方消費税は別途）

5 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

歩道橋に愛称を標示する費用及び契約終了時に愛称を消去する費用等（愛称部分の維持管理を含む）は、すべてネーミングライツパートナーの負担とします。

また、消去時に歩道橋の塗装が剥離した場合や歩道橋に文字痕が残った場合の再塗装もネーミングライツパートナーの負担で行っていただきます。

なお、歩道橋への愛称表示及び消去は、ネーミングライツパートナーが道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認を受けて施工するものとします。

6 応募資格

応募資格を有する者は、法人その他の団体、それらにより構成されたグループ又は個人（以下、「法人等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しない法人等に限ります。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当する法人等
- ②応募時点で、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱（平成5年4月1日施行）の規定による入札参加資格停止措置を受けている法人等
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の手続について申立てがなされ、当該手続が終了していない法人等
- ④法令等に違反する事業若しくは行為を行う法人等又はそのおそれがある法人等
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）による規制を受ける事業を行う法人等
- ⑥貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関する事業を行う法人等
- ⑦たばこの製造又は販売に関する事業を行う法人等
- ⑧「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付け安城市長・安城市教育委員会教育長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置の対象となる法人等
- ⑨国税、愛知県税、安城市税及び安市の徴収金を滞納している法人等

7 応募方法

（1）募集期間

令和8年1月5日（月）から令和8年3月31日（火）まで

※当該年度中に限り、先着順で受け付けます。

※持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。また、郵送の場合は、募集期間最終日必着とします。

（2）提出書類

【法人その他の団体又はそれらにより構成されたグループの場合】

①申込書（様式第1号）

②定款、規約又はこれに類する書類及び登記事項証明書（商業登記簿謄本）

③直近3か年分の決算報告書

④国税及び愛知県税の未納がないことの証明

⑤役員氏名等届出書（様式第2号）

⑥企業案内パンフレット等

※グループ応募の場合は、構成するすべての法人その他の団体について、②から⑥までの書類を提出してください。

【個人の場合】

①申込書（様式第1号）

②本人を証明する書類（住民票又は身分証明書の写し）

③直近1か年分の確定申告書

- ④直近3か年分の決算報告書
- ⑤国税及び愛知県税の未納がないことの証明
- ⑥事業の概要を記載した書類

(3) 提出先

建設部維持管理課予防保全係

〒446-8501 安城市桜町18番23号 安城市役所北庁舎3階

(4) 費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(5) 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直し、再度の公募を実施するか又は募集を取り止めます。

8 選定方法

期間内に応募した法人等について、次のとおり選定を進めます。

(1) 関係者等からの意見聴取

主に次の項目について、必要に応じて関係者等から意見聴取を行います。ここで得られた意見は、広告掲載等審査委員会で報告されます。

①愛称案

②地域貢献活動の内容

(2) 広告掲載等審査委員会の開催

広告掲載等審査委員会を開催し、(3)の審査項目に沿って審査し、優先交渉権者を選定します。(別紙選定方法参照)

市は、審査に当たり、必要に応じて関係者等の出席を求めることがあります。

(3) 審査項目、審査のポイント及び配点

No	審査事項	審査ポイント	配点
1	愛称案	・市民に分かりやすく、呼びやすいか	20点
2	契約期間	・契約期間の長短	20点
3	提案金額(年額)	・金額の多寡	50点
4	地域貢献	・地域貢献の活動実績(過去5年以内)又は計画	5点
5	地域要件	・市内に本社、支店又は営業所等を有するか	5点

(4) 審査結果の通知

施設所管課は、応募者に審査結果を通知します。(様式第4号、第5号、第6号)

9 ネーミングライツパートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツパートナーの決定と契約締結

広告掲載等審査委員会の結果を基に、優先交渉権者と細部について協議し、合意に至った後、当該優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、決定通知書（様式第7号）により通知するとともに、契約を締結します。ただし、市が合意の可能性がないと判断した場合には、協議を打ち切り、次点以下の交渉順位に沿って契約締結に向けた協議を行います。

なお、契約を締結したネーミングライツパートナーとは、次期の契約において優先的に交渉することができます。その際には、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めます。

（2）ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナーが決定したときは、ネーミングライツパートナー名、施設等の愛称、ネーミングライツ料、愛称使用期間等を市のホームページや報道機関へ情報提供することにより広く公表します。また、すべての応募者の名称等を公表する場合があります。

10 ネーミングライツパートナーに対する特典

- （1）愛称の普及のため、市は積極的に愛称を使用するとともに、関係団体等へ周知します。
ただし、催事において、主催者の都合により愛称の使用が不可の場合は、正式名称を使用するか、又は正式名称を併記します。
- （2）ネーミングライツパートナーのホームページ等でネーミングライツパートナーであることを広報することができます。
- （3）上記の他に提案があるときには、別途協議により決定します。

11 ネーミングライツ料の支払い

契約初年度については、令和8年度6月末までに支払うものとし、翌年度以降については、毎年度4月末日までに当該年度分を支払うものとします。ただし、1年に満たない期間については、月割りとし、1円未満の端数は切り捨てるものとします。（一括払いとし、分割して支払うことはできません。）

12 契約の解除

ネーミングライツパートナーを決定した後、ネーミングライツパートナーが応募資格要件を欠くこととなった場合や社会的信用を損なう行為等により市や当該施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、市は決定の取消し又は契約の解除をすることとします。

この場合、原状回復に必要な経費は、ネーミングライツパートナーの負担とします。また、契約を解除した場合、ネーミングライツパートナーが市に対し既に納入したネーミングライツ料は返還しないものとします。

13 リスク負担

- (1) ネーミングライツパートナーが新規に設置した看板等により、第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。
- (2) その他、定めがないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

14 問い合わせ先

- (1) 安城市歩道橋の施設及び募集要項に関する問い合わせ

担当部署：建設部維持管理課予防保全係

電 話：0566-71-2278

F A X：0566-77-0010

E メール: ijikanri@city.anko.lg.jp

- (2) ネーミングライツの制度一般に関する問い合わせ

担当部署：企画部企画政策課公民連携係

電 話：0566-71-2204

F A X: 0566-76-1112

E メール: kikaku@city.anko.lg.jp